石島会計メモ

２０２６年５月号

中央区日本橋本石町 4-5-12
友泉本石町ビル３階
石島公認会計士事務所
(03)3275-1311
発行責任者　石島慎二郎

関連者間の取引がある場合に注意！

関連者間取引の書類保存特例とは？

令和８年度税制改正で「関連者間取引に係る書類の整理保存の特例」が創設されました。

簡単に言うと、子会社など関係性の強い相手との取引（関連者間取引）については、取引条件等の詳細を明記した書類を保存しておかなければならないという決まりです。

親会社・子会社の間で取引をすることは多いと思いますが、その関係性の強さから、取引条件があいまいになっているケースも多くあります。中には利益移転のために行われる取引も多くありますので、価格等の取引条件や内容をはっきりさせて書類に残しておきなさい、という制度といえます。

関連者間取引とは？

関連者間取引は、関連者から内国法人に対して行われる①工業所有権等の譲渡又は貸付けと②役務提供が該当し、販管費その他費用の額となるものに限定されます。

①工業所有権等に関しては、特許権や著作権などの話ですので対象となる取引はやや限られるかもしれませんが、②役務提供に関しては技術指導や経営管理・指導といったものが含まれますので、対象が幅広くなります。

また、この「関連者」ですが、持株比率が50%以上の親会社・子会社の親子関係だけに限られません。子会社と子会社の取引（兄弟関係）も該当しますし、持株比率にかかわらず役員の50%以上を兼務している場合や、事業活動や資金の相当部分を依存している場合など、実質的支配関係にある場合も「関連者」とされます。

どのような書類の整理保存が必要？

関連者間取引については、業務の内容や計算基準が不明確になりやすいので、契約書等にそれらが記載されていないものがあった場合に「特定事項」として書類に残しておかなければならない、というのが今回の特例です。

たとえば、関連者から技術指導を受けた国内の法人は「役務提供の明細及び内容」「役務提供に係る対価の額の明細及び計算の方法」を記載する必要がありますが、このうち「役務提供に係る対価の額の明細及び計算の方法」が契約書等のどこにも書いていない場合には、これが「特定事項」に該当し、別途明記された書類を作成し保存しなければならないということです。

保存しておかないと…

ただちにその取引が否認されることはないものの、青色申告の承認が取消しされてしまうおそれがあるとされています。

たとえば、親会社への経営指導料として「月額 100 万円」としか契約書に記載されていない場合、計算の方法など記載されていませんから特定事項記載書類の不備となります。これをもって即時に「はい、それでは月額 100 万円×36 か月＝3,600 万円の経費は認められません」と否認が決定されるわけではありません（もちろんその金額の合理性は問われるかもしれません）。

怖いのが、青色申告の承認の取消しです。青色申告の承認が取消されてしまうと、白色申告法人となり、青色申告法人に認められる優遇がなくなってしまいます。青色申告法人では、欠損（赤字）繰越の特例やその他税額控除などの特典がありますが、これらが使えなくなってしまいます。

本制度はもう始まっている

関連者間取引の書類保存特例は、令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に行う関連者間取引について適用されます。3 月決算法人では、もう始まっていることになります。

企業規模を問わず、関連者間取引を受けた全ての内国法人が対象となるので広範囲に及びます。関連者との取引がある場合は、書類を見直し、適切に作成・取得・保存するようにしましょう。